

## 熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

### ■基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第2条		(7)			定義	市又はSPCから直接業務を受託し又は請け負うことと予定していない事業者（JVの下請等）は協力企業になることはできないのでしょうか。	市又はSPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している事業者のみが協力企業になることができます。なお、募集要項に関する質問への回答No.11もあわせてご参照ください。
2	2	第4条					SPCの設立	基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、維持管理・運営委託契約の本契約締結及び建設工事請負契約の仮契約締結までにSPCを設立することとありますが、SPCの業務は開業準備業務以降の業務に限定されており、建物が竣工するまでの約3年間は特段業務がありません。事前の協議は構成企業が担うこととして、その間のSPCの管理コストが嵩みますので、SPCの設立は開業準備業務着手前としていただけませんでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.5をご参照ください。
3	5	第8条					特定事業契約の不成立	本条文において、建設工事請負仮契約の市議会議決も他の契約と同様の扱いとなっておりますが、基本契約から建設工事請負契約の本契約までの期間が長く、さらに特に近年は資機材不足・高騰により、以前にも増して資機材の確保には期間を要することから、設計期間中の検討支援や資機材の先行発注など、本基本協定書（案）における準備行為に該当すると思しき行為を建設工事請負本契約前に実施せざるを得ないことから、建設工事請負契約に事前に要したる費用については、別途精算していただくことはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	5	第9条					違約金	違約金の連帶債務規定について、原案の通りですと構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり、参入障壁が高くなるため、帰責者が連帶して債務を負担する建付けとなるようご再考願います。	違約金の対象となるのは、本協定第6条第2項各号の事由です。 本条は、応募グループを構成する企業を選定する責任は各企業にあるとの考えに基づくものです。各企業の実施する業務について連帶責任を負わせる趣旨ではありません。 原案のとおりとします。

## ■基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
5	6	第13条					有効期間	本協定の有効期間は、本協定の締結日から基本契約締結の日までとされておりますが、基本契約締結の日から建設工事請負契約の本契約日までの期間は、本協定は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本協定第13条第2項に規定する条項は本協定終了後も存続します。